

佐賀県農地・水多面的機能推進協議会推進事業実施規程

制定	平成27年5月21日
一部改正	平成28年5月19日
一部改正	平成30年5月28日
一部改正	令和3年3月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会（以下「県協議会」という。）が、規約第4条に基づき行う推進事業に関する事項を定めるものである。

(事業の定義)

第2条 この規程において行う推進事業は、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号。）別紙1の第3のうち、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。）第3の2の（1）に基づき、佐賀県知事が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）に示されたものとする。

第2章 推進事業等の実施

(推進・指導)

第3条 佐賀県農地・水多面的機能推進協議会会長（以下「県協議会長」という。）は、次の各号に掲げる事項の推進・指導を行う。

一 説明会の開催

毎年度、多面交付対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の多面交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

二 活動に関する指導・助言

事業計画に位置づけられた活動の適切な実施を図るため、多面交付対象組織に対し、適時指導及び助言を行う。

三 推進に関する手引きの作成

多面交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、多面交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。

(多面交付対象組織を支援する組織への支援)

第4条 多面交付対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

(その他多面交付金の実施に必要な事項)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる事項を行う。

一 事業管理

多面交付金に係る活動の進捗状況・実績の管理、調査、検証及び鑑定を行う。

二 普及・啓発

多面交付金の普及・推進を図るため、説明会や優良事例の普及・啓発を行う。

三 企画

多面交付対象組織の円滑な活動の実施や課題解決に向けた支援等、事業推進に関する企画を行う。

四 広報

多面支払交付金の制度の周知及び活動に対する理解醸成を図るため、広報を行う。

五 研修

多面交付対象組織の円滑な活動や市町及び多面交付活動組織の適正な事務処理のために必要な研修会を行う。

六 検査

国が行う抽出検査に準じて、県協議会独自の抽出検査の実施を行う。

七 多面交付金に係る調査・問合せ

多面交付金に係る調査や国、県、市町からの問合せ等に対応する。

(業務受託)

第6条 県協議会は、次の各号に掲げる事項の業務を受託することができる。

一 事業計画及び広域協定の確認事務等

県協議会長は、対象組織から提出された事業計画(変更含む)及び広域協定(変更含む)に係る書類について、市町長からの業務委託に基づき、確認を行う。

二 実施状況の確認事務等

県協議会長は、毎年度、多面支払交付金の交付対象となる対象組織の活動の実施状況について、市町長からの業務委託に基づき、確認を行う。

2 県協議会長は、第1項の結果について、市町長に報告する。

3 第2項の報告の様式については、会長が別に定める。

第3章 その他

(補則)

第7条 県協議会長は、この規程の変更が必要な場合は、これを変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成27年5月21日から施行する。

2 平成 27 年度においては、要綱基本方針に基づき、本交付金に係る平成 26 年度の実施状況及び実績の報告等について、県協議会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。